

災害損失特別勘定の益金算入に関する明細書の記載の仕方

1 この明細書は、法人（連結法人を含みます。以下同じ。）が法人税基本通達12-2-10（災害損失特別勘定の益金算入）又は連結納税基本通達20-2-16（災害損失特別勘定の益金算入）に定めるところにより、災害損失特別勘定への繰入れをした事業年度等（法人税法第13条及び第14条に規定する事業年度並びに同法第15条の2に規定する連結事業年度をいいます。）後の事業年度等において災害損失特別勘定の金額を取り崩す場合に記載します。

なお、連結法人については、災害損失特別勘定の取崩しをする連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「災害のあった日1」には、被災資産について災害のあった日を記載します。

3 「同上の日から1年を経過する日2」には、「1」欄に記載した日から1年を経過する日（例えば、災害のあった日が平成29年4月1日である場合には、平成30年4月1日）を記載します。

4 「修繕等が遅れた場合の修繕完了事業年度等3」には、「2」欄に記載された日の属する事業年度等（以下「1年経過事業年度等」といいます。）終了の日までに「災害損失特別勘定の益金算入時期の延長確認申請書」を所轄税務署長（国税局の調査課所管法人にあつては、所轄国税局長）に提出した場合に、修繕等が完了すると見込まれる日の属する事業年度等（以下「修繕完了事業年度等」といいます。）を記載します。

5 「修繕等をした場合の取崩額4」には、当期が1年経過事業年度等（修繕完了事業年度等の確認を受けた場合には、修繕完了事業年度等。以下「最終取崩事業年度等」といいます。）前の事業年度等である場合に、「20」欄の合計額を記載します。

6 「同上のうち保険金等により補填された金額5」には、災害損失特別勘定への繰入れをした事業年度等の終了の日の翌日から当期末までに、被災資産に係る保険金、損害賠償金、補助金その他これらに類するものにより補填された金額がある場合に、その補填された金額のうち「4」欄の修繕費用等の額に充てた金額を記載します。

7 「最終取崩事業年度等における取崩額6」には、当期が最終取崩事業年度等である場合に、前期の期末災害損失特別勘定残高（「災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書」の「8」欄又は「災害損失特別勘定の益金算入に関する明細書」の「16」欄の金額をいいます。以下同じ。）を記載します。

8 「要取崩額7」の記載に当たっては、次の場合に応じそれぞれ次により記載します。

(1) 当期が最終取崩事業年度等である場合
「6」の金額を記載します。

(2) 当期が最終取崩事業年度等前の事業年度等である場合 次の表の③の金額を記載します。

「4」欄-「5」欄の金額	①	円
「9」欄の金額のうち税務計算上の災害損失特別勘定の額	②	円
①と②のいずれか少ない金額	③	円

(注) ②は、前期の期末災害損失特別勘定残高と一致します。

9 「益金算入額8」は、次の表の⑤の金額を記載します。

「7」欄の金額	①	円
上記8(2)の表の②の金額	②	円
「13」欄-「14」欄の金額	③	円
延長確認申請書の「3」欄の金額	④	円
(① - (② - ③)) + ④	⑤	円

(注) ⑤がマイナスとなる場合には、「8」欄に△を付して表示し、損金算入します。

10 「期首現在額9」には、当期首現在における法人計算による災害損失特別勘定の金額を記載します。

11 「当期取崩額」の各欄は、法人計算による取崩額を記載します。

12 「減算」の「同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額14」には、「13」欄のうち前期以前において繰入限度超過等によって益金の額に算入した金額を記載します。

13 「当期において被災資産に係る修繕費用等として損金の額に算入した金額の明細」の各欄は、当期が最終取崩事業年度等前の事業年度等である場合に、次により記載します。

(1) 「被災資産」の各欄は、被災資産ごとに具体的に記載します。

なお、被災資産が多数ある場合には、別にこの明細書に相当するものを作成し保存しているときに限り、被災資産を資産の種類ごとに区分し、その区分ごとの合計額を「19」欄及び「20」欄に記載することができます。

(2) 一の被災資産につき複数の修繕等の工事を行っている場合には、次によりします。

イ 「修繕等の工事の名称等17」には、複数の工事のうち主なものを「〇〇工事等」と記載します。

ロ 「同上の修繕等の工事期間18」には、複数の工事のうち最初の工事期間の始期から最後の工事期間の終期を記載します。

(3) 「同上の修繕等の工事に係る修繕費用等の金額19」には、「18」欄の修繕等の工事に係る修繕費用等の金額（見積額を含みます。）を記載します。

なお、修繕費用等とは、法人税基本通達12-2-7（災害損失特別勘定の繰入限度額）の(2)又は連結納税基本通達20-2-13（災害損失特別勘定の繰入限度額）の(2)に掲げる費用をいいます。

(4) 「同上のうち当期において損金の額に算入した金額20」には、「19」欄に記載した金額のうち、当期において損金の額に算入した金額を記載します。